

平成27年4月から児童扶養手当などの支給額が改定されます

児童扶養手当などの各種手当の支給額については、物価水準などの変動により改定されることになっていますが、平成27年度の各種手当額の決定基準となる物価状況が公表されたことにより、下記のとおり支給額が改定されますのでお知らせします。

平成27年度の各種手当額の改定内容（月額）

手当の種類	これまでの手当額 (平成26年4月～平成27年3月)	これからの手当額 (平成27年4月～平成28年3月)
児童扶養手当	全部支給の場合 41,020円	全部支給の場合 42,000円 (+980円)
	一部支給の場合 41,010円～9,680円	一部支給の場合 41,990円～9,910円 (+980円) (+230円)
特別児童扶養手当	1級の場合 49,900円	1級の場合 51,100円 (+1,200円)
	2級の場合 33,230円	2級の場合 34,030円 (+800円)
特別障害者手当	26,000円	26,620円 (+620円)

※全部支給とは手当額が減額されずに満額支給されている方です。

※一部支給とは前年の所得状況により手当額が一部減額されて支給されている方です。



※手当の改定額についての説明

過去、平成12年度以降に物価水準が下落しても手当額は改定せず、据え置きされた時期があったため、当時改定されなかった分について、平成25年度～27年度の三年間で段階的に解消することになっています。

今回の改定ですべて解消されることとなります。



○平成27年4月からは「▲0.3%」となりますが、このほかに物価の変動割合も加えられたものとなります。このため、平成27年度については、前年の物価変動割合（+2.7%）を加えた、実質+2.4%の改定となります。

手当の改定内容に関する詳しいことや各手当制度については以下にお問い合わせ下さい。
奥尻町役場 住民課国保年金係 (☎：01397-2-3406)
北海道檜山振興局 保健環境部社会福祉課 (☎：0139-52-6651)